

# ナンバープレート記念所蔵制度申込みに係る誓約書兼同意書

ナンバープレート記念所蔵制度申込みにあたり、次に掲げる事項を誓約・同意します。

※ □に✓を記入してください

※ 廃車申告書裏面記載の「ナンバープレート記念所蔵に係る注意事項」を必ず事前にご確認ください。

## □ 1. 記念所蔵ナンバープレートの取扱いに関する誓約事項

私は、記念所蔵制度で定める穴あけ加工を受けたナンバープレート（以下、「記念所蔵ナンバープレート」という。）の取扱いについて、次の各号のいずれについても承諾するとともに、遵守することを誓約します。

- (1) 記念所蔵ナンバープレートを取り付けて公道を走行しないこと。
- (2) 記念所蔵ナンバープレートを第三者へ転売、譲渡又は提供しないこと。
- (3) 記念所蔵ナンバープレートが不要となった場合には、適切な方法で処分すること。
- (4) 交付した記念所蔵ナンバープレートに係る盗難、紛失等、その他のあらゆる損害について、自身の責任で解決すること。
- (5) 上記誓約に疑義がある又は虚偽の申告であることが判明した場合には、事実確認等の説明又は資料の提出に誠実に対応するとともに、記念所蔵ナンバープレートの返却指示若しくは回収等がされた場合においても一切異議を申し立てず、また、賠償又は補償を求めないこと。

## □ 2. 穴あけ加工に関する同意事項

私は、ナンバープレートの穴あけ加工について、次の各号のいずれについても同意します。

- (1) 穴あけ加工は市職員が行うこと。
- (2) 穴あけ加工において、ナンバープレートの破損、汚損等が生じる場合があること。
- (3) ナンバープレートの破損、汚損等が生じた場合においても市は一切の責任を負わないこと。

## □ 3. 個人情報の提供に関する同意事項

私は、さいたま市が保有する私に関する氏名・住所・標識番号等の情報を、各種照会対応及び記念所蔵制度の適切な運用のため、必要に応じ、関係機関に対して提供することに同意します。

(あて先) さいたま市長

令和            年            月            日

標 識 番 号

記 念 所 蔵 を  
受ける方の住所

記 念 所 蔵 を  
受ける方の氏名

※

記 念 所 蔵 を  
受ける方の連絡先

※本人又は法人等の代表者が署名しない場合は記名・押印してください（法人等の押印は代表者印）。